

平成二十二年十月二十八日（木曜日）（未定稿）

午前十時開会

委員長（浜田昌良君） ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、若林健太君が委員を辞任され、その補欠として上野通子君が選任されました。

委員長（浜田昌良君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に法務省刑事局長西川克行君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（浜田昌良君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（浜田昌良君） 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

中村哲治君 民主党の中村哲治です。政権交代後、初めて質問をさせていただきます。

今日は民主党の二〇〇九マニフェストとインデックスをお持ちさせていただきました。政権交代を懸けた衆議院選挙で民主党が公約として掲げた

内容について、今日はまず確認をさせていただきたいと思えます。

マニフェストの四十九番と五十番。「取り調べの可視化で冤罪を防止する」と、そして五十番は「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する」ということで、この大きく三つ、可視化と人権救済機関とそして個人情報制度、この三つについてまず聞かせていただきたいと思います。

この三点につきましては、政権交代時に千葉景子前法務大臣が就任記者会見でこの三点をまず取り組むんだということからも、政権交代後の民主党政権の中では非常に重要な位置付けで取組を続けてきたと聞いております。

そこで、質問の順番なのですが、質疑通告では個人情報制度を三番目に言っていたんですが、けれども、山花郁夫外務大臣政務官が来ていただいておりますので、時間のこともあるでしょうか、まずそこから聞かせていただきたいと思います。

この個人情報制度、マニフェストにこういふうに書いてあります。個人が国際機関に対して直接に人権侵害の救済を求める個人情報制度を定めている各関連条約の選択議定書を批准するというふうに書かれております。この点について今現状どこまで進んでいるのか、法務省と外務省にお聞

きいたします。

大臣政務官（黒岩宇洋君） 中村委員から指摘ありました個人情報制度でございますが、御指摘のようマニフェスト事項でありますので、前向きに取り組んでおるところでございます。

ただ、御指摘のよう、法務省だけで検討、解決できるものではないため、現在、外務省主催の研究会に参加し、私どもとしても真剣に検討している、そういう状況でございます。

大臣政務官（山花郁夫君） 御質問ありがとうございます。

今法務省の方からも御答弁がございましたけれども、中村委員御指摘のとおり、二〇〇九年のマニフェストには今御指摘のような形で書かれております。私も、かつて衆議院の法務委員会の委員をやらせていただいておりましたときに、これはやるべきだということで主張をしていた立場でもございますし、是非これは前向きに進めたいと思っております。

それで、この制度の受入れに当たりましては、今お話、法務省からも御答弁がありましたように、司法制度であるとかあるいは立法政策の関係でいろいろ幾つかの検討課題が生じておりますので、関係省庁とともに今真剣に検討をしているところでございます。

なお、外務省におきましては、本年の四月末に

総合外交政策局の下に人権条約履行室というものを設置をいたしました。役所でこういう室を設置をしたということは、やらないと大変なことになりますので、また、マニフェストに書いてあるということとは、この任期中には何とか実現をしたいという意気込みでやってまいりたいと思っております。現時点で具体的にこの時期ということをお答えすることはちょっと今日の時点では、申し訳ありません、まだできないんですけれども、先ほど申し上げましたように、かねてから私もこれは進めるべきだと思っております。また、関係する省庁が幾つかございますので外務省としてもいろいろお願いを申し上げているところでございまして、是非中村委員も各方面に応援をいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

中村哲治君 前向きに進めていただけたということなのですが、いつまでと今は言えないとおっしゃいましたが、山花先生の政治家としてのイメージとしては、ここくらいまでにやりたいなとか、こういつぶつに進めていきなとか、そういうふうなことをもし言っていたことがあれば、お願いいたします。

大臣政務官（山花郁夫君） 実は、前任の西村外務大臣政務官も是非やりたいということを取り組まれておりました。正直、私個人といたしましても鳩山当時首相があれだけ早く退陣されるとは

想定をいたしておりませんでしたし、また西村政務官からも、手掛けて着手をしながらこういうことになって残念であるということも話を伺っております。民主党の規約ですと一応任期が代表二年でございますので、それは言っても鳩山総理のようないふこともございますから、自分もいつということもあります。何とか、一応任務としてこれ前原大臣からもやるようにと言われておりますので、自分の任期中には何とか成果を上げたいと、これは本当にそのように思っております。

中村哲治君 山花先生が政務官でいらっしゃる任期の間に何とか成果を上げたいという前向きな答弁をいただきましたので、感謝をいたします。ありがとうございます。それでは、退出していただいて結構でございます。

委員長（浜田昌良君） 山花政務官は結構です。中村哲治君 次に、三項目めの二項目めの質問をさせていただきます。

マニフェストには、第五十番、「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する」というふうに書かれております。選択議定書の件はその一つ目でございましたので、もう一つ、「人権侵害救済機関を創設し」というところが二つ目の質問です。政策目的としては、「人権が尊重される社会をめざし、人権侵害からの迅速かつ実効性ある救済を図る。」と、そして具体策と

しては、「内閣府の外局として人権侵害救済機関を創設する。」というふうに書かれております。

そこで、法務省は今年六月二十二日に、新たな人権救済機関に設置する中間報告を発表いたしました。その中で、「人権委員会は、内閣府に設置することを念頭に置き、その組織・救済措置における権限の在り方等は、なお検討するものとする。」とあります。その後、関係省庁との調整も進んでいるかと存じますが、どのような状態で取り組んでいるということでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） この中間報告は、特に中村前政務官が主導的に取り組まれてきて、そして前政務三役の下にまとめられた内容でございますので、当然その中身はしつかりと、私も引き続きを中村政務官などからさせていただきまして、基本的にはこの方針を踏まえて今取り組んでおるところでございます。

関係省庁との協議という点でございますけれども、まずは法務省として、法案の検討については法務省内で行っていくと、その後その結果等に基づいて内閣府と協議はしていくということは、これは内閣府と協議済みでございます。現在、でありますので、この法務省としての検討については、これも中村前政務官からも御指摘いただいているや、やはりある程度この会議体等も詰めていくということのこの検討も含めて、私の下できっちり

前向きに進めていきたいと考えております。

中村哲治君 当初、この人権救済機関の設立に
関しては、内閣府の外局として置くということで
内閣府の方で会議体とかも設置すべきでないかと
いうような検討が政府内でされておりましたけれ
ども、その点については、まず法案の作成等も法
務省の主導的な取組でされると、今後、そのよ
うな取組の中で検討していくという、そういう理
解でよろしいでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） 今、中村委員のお
っしゃった趣旨で大体同様でございます。

繰り返しますが、法案の検討については法務省
内で進めていきまして、また内閣府は内閣府でそ
れはもうそれなりの検討は進めていくと思いま
すけれども、法務省の方で法案等の検討を進め、そ
の後、内閣府ときちんとした協議をしていくとい
う、こういう理解をしております。

中村哲治君 迅速に取り組んでいただけるとい
うことで、理解でよろしいでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） 私も自分の任期中
にもうなるべく迅速に進めていくと、そう考
えております。

中村哲治君 強い決意が示されたので感謝いた
します。ありがとうございます。

それでは、二項目めの三つ目、取調べの可視化
について伺います。

マニフェスト四十九番、取調べの可視化で冤罪
を防止する。政策目的は、自由の任意性をめぐる
裁判の長期化を防止する、自由強要による冤罪を
防止するという二点が挙げられております。具体
策としては、ビデオ録音等により取調べ過程を可
視化するとあります。

そして、この点について、法務省は六月十八日
に中間的な取りまとめとして、「これまでの検討状
況と今後の取組方針」を発表いたしました。それ
によると、それまでに大臣の下につくられた政務
三役を中心とする勉強会が五回、副大臣の下につ
くられたワーキンググループが二十回行われたと
書かれております。現在の法務省、政務三役にな
って、勉強会とワーキンググループ、それぞれど
のような取組をされてきたのか、取組状況を伺
います。

副大臣（小川敏夫君） 委員御指摘のとおり、
中間取りまとめがこのような形で出されまして、
私ども、大臣と副大臣、政務官、若干就任の日が
違いますが、いずれにしても九月中旬に就任い
たしました。その後、十月上旬に勉強会を二回開
催いたしました。これまで前政務三役が努力して
まとめられた取りまとめによりましてこの勉強会、
これを引き続いて実施していくことと、このような
確認をしておるところでございます。しっかりと
勉強会を重ねていきたいと思っております。

中村哲治君 ワーキンググループは副大臣が担
当されてこれから強力に推進していくと、そうい
う認識でいいんでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） まだワーキンググルー
プそのものは、勉強会を開催しただけでワーキン
ググループはまだ開催しておりませんが、スピー
ド感を持って積極的に対応していきたいと思いま
す。

中村哲治君 野党時代から可視化に取り組まれ
てきた副大臣だからこそしっかりとしたワーキン
ググループでの検討をしていただけるものと確信
しております。

それでは次に、法務大臣と国家公安委員長との
協議も七月から始まったと聞いておりますが、現
状はどこまで進んでいるのでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） この七月に第一回の協
議が持たれたと聞いておりますが、ただ、法務省
の方は勉強会でございますが、若干、警察庁とい
うか国家公安委員会の方は捜査手法との検討とい
うのと組み合わせたような勉強会になっておりま
して、微妙に研究テーマが違うところがあるのか
なという気もいたしますが、しかしいずれしま
しても、可視化の実現に向けてこれからもしっかり
と行っていききたいと思っております。

協議そのものは、七月に一回行ってあります。
国務大臣（柳田稔君） 今副大臣の方から答弁

がございましたけれども、私が就任してからはまだ開かれておりません。

法務省内の勉強会、そして国家公安委員会の研究会、それぞれいろいろと議論がなされておりますので、折を見て岡崎大臣との意見交換もしながら二回目を開きたいと、そういうふうに思っております。

中村哲治君 民主党の中では、例えばなぜ一年以上も検討に掛かるのかというような厳しい指摘もなされております。

そういう意味では、警察庁との関係は後で聞きますけれども、まず法務省として今後どのような取組を具体的にされようとしていくつもりなのか、伺います。

副大臣（小川敏夫君） 確かに、勉強会で一年と、長過ぎるのではないかと御指摘はいただいております。

この調査につきまして、なぜ必要かといえますと、まず国内調査につきましては、調査事項が多岐にわたっていると。特に、既済事件記録調査については、相当数の事件記録を精査する必要があります、あるいは過去の事件記録だけで把握することが困難な事項については、進行中の事件を調査することが不可欠である、あるいは関係文献の収集分析については、多数の国内外の関係文献を収集分析する必要があると。また、国外調査につきま

しては、複数の国・地域の調査を実施する必要がある、制度、概要を把握することとまず、捜査・公判現場における実施・運用状況を見聞し、現場の捜査担当者から得られる生の情報を収集することとしていることから、相応の調査期間が必要と。

このようなことを総合的に見まして、一年の期間は長過ぎるように思えるけれども、しかし必要かなというような感じを持っております。

中村哲治君 恐らくまた党内の委員からも別の機会での質問はあろうかと思っておりますので、これぐらいにいたしますが、今日の議事録を出発点に質問をまた積み重ねていけばいいのではないかと思います。

それでは次に、先ほども大臣からありましたけれども、国家公安委員会、国家公安委員長、その警察との関係を今後どのように考えていくのか、どのように関連させて進めていくのかということ非常に重要です。なかなか広く理解されていないところもあるんですけれども、やはり可視化で一番重要なのは、警察のところでのように可視化をしていくのかということでございますので、ここは法務省だけでできる問題ではありません。そうしていくと、警察との連携をいかに取りながらこの可視化の具体的な政策立案を進めていくのかということが非常に重要になってまいります。

先ほどのお話でありましたように、国家公安委員長との協議は七月に一回なされただけで、今から取組をされるといことですが、具体的にはどのような形で警察との連携を進めていくとお考えでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） あくまでもこの法律の所管は法務省であります。しかし、取調べそのものは実際には警察の方が多いわけでございます。そういう意味で、相互にその実情に合わせた情報交換、意見交換、本当に必要であると思っております。

まず、どのようになりたいにしても、法務省が警察の捜査に参与するわけにはいきませんから、やはりそれぞれの情報を緊密に連絡し合って、そして自由に意見を交換し合って、そして可視化の実現に向けて努力していきたい、意見をすり合わせたいと、このような抽象的な答弁になってしまいました。そのようなことでございます。

中村哲治君 当然、大臣間の交渉の前には事務方のすり合わせというのが非常に重要ですので、事務方のすり合わせをいかにしていくのかという具体的な指示を是非事務方の方に出していただきたいと思つんですが、いかがでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） 確かに、現在、法務省には中に勉強会、公安委員会の方でもまた独自に勉強会がございます。これが次第次第に形が見え

てくるものと思います。そうした段階に合わせまして、しっかりとそうした事務方の協議、連絡等も行っていきたいと思えます。

中村哲治君 ありがとうございます。マニフェスト事項は以上の三項目でございます。

そこで次に、インデックス二〇〇九、民主党政策集に触れられた点について議論をさせていただこうと思えます。

インデックスの十三ページには、終身刑の検討を含む刑罰の見直しというのがありまして、冒頭には、死刑存廢の国民的議論を行うとともに、終身刑を検討、仮釈放制度の客観化、透明化を図りますと書かれております。死刑制度についても、この後、死刑制度については、死刑存置国が先進国中では日本と米国のみであり、EUの加盟条件に死刑廃止が拳がっているなどの国際的な動向にも注視しながら死刑の存廢問題だけでなく当面の執行停止や死刑の告知、執行方法なども含めて国内外で幅広く議論を継続していきますと、このような形で書かれております。

そこで、千葉前大臣の下で死刑の在り方検討会がつくられました。柳田大臣の下ではこの検討会まだ開かれていないと聞いておりますが、今後どのような取組をなさっていくおつもりなのか、お伺いいたします。

副大臣（小川敏夫君） 確かに死刑そのものが、

やはり極悪な犯罪を犯した者であっても人の生命を奪うということで大変に重要な意味がある刑罰でございます。国民の間で反対を訴える方も、強く訴える方もいらっしゃるれば、またその一方で、世論調査などを見ますと、支持する方も過半数に及んでいるというような状況でございます。直ちにこれを廃止するということを前提とした議論というのはそうしただ中で難しいんじゃないか、しかしやはり議論そのものはしっかりと継続して、この在り方を考えていかなければならないのかというふうに考えております。

今後の勉強会でございますが、御指摘のとおりまだ開催いたしておりませんが、やめるという趣旨ではございませんので、しっかりと開催して議論を進めていきたいと思っております。

中村哲治君 しっかりと議論をしていただけるということなので、よろしくお願いいたします。

また、実は第三回目の議事録の公開がされております。この検討会については、省内での検討については自由な議論もしいけないので、情報の公開については資料の公開はすると、しかし議事録の公開はしないという取決めになっていると伺っております。

ただ、外部からのヒアリングについてはオープンにし、そして議事録を公開するという取決めになっていたはずでございます。そうすると、三回

目、九月九日の情報については議事録公開されているのかなということで確認させていただいたんですけれども、昨日の時点ではまだ公開されておりませんでした。この点についてはどのようなように考えてでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） まず結論から先に言いますと、本日、公開いたしました。

これはなぜ日にちが掛かったのかといいますと、発言要旨を法務省の方でまとめたものをそのまま公表するというのではなくて、やはり外部の方が発言された、その発言者に内容を確認して了承を得なくてはいけないということで時間が掛かっておりまして、たまたま委員が質問された今日になつてしまつたわけでございます。

中村哲治君 実はこの第三回目、九月九日にヒアリングが行われたということ自体がサイトに載ってなかったんですね。だから、まず、議事録はそのような形、制約がありますから、後で載せるというようなこともそこに書きながら、九月九日に行われたということはもう速やかに情報公開していいのではないかと考えているのですが、今後の取組、今後の取扱方を変えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） 当然、党が約束しました議論というのは国民的な議論ということでございます。一部の人間だけの議論ということでは

ありませんので、そういう意味で、議論の在り方あるいはその情報というものは可能な限り国民の間にオープンにして議論をしていきたいというふうに思っています。

委員の御指摘を受けて前向きに取り組んでいきたいと思えます。

中村哲治君 前向きに取り組んでいただけないことですので感謝を申し上げます。

それでは次に、難民認定手続について伺います。インデックスでは、「難民認定委員会の創設・難民の生活支援」と書かれております。「先進国中もつと冷たく厳しいと言われる日本の入管・難民認定行政、難民への生活支援、難民申請者への処遇を改めるため、「難民等の保護に関する法律」を制定します。わが国が一九八一年に批准した難民条約の趣旨にのっとり適正かつ迅速な難民認定を行うために、難民認定行政を法務省から切り離し、内閣府外局に難民認定委員会を設置するとともに、難民認定申請者や在留難民等の生活の支援に関する法的規定を整備します。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が認定した難民は、原則として受け入れることとします。」「このようにインデックス二〇〇九では書かれております。

「この点について、政権交代後はどのような取組がされてきたのでしょうか。」

大臣政務官（黒岩宇洋君） 今、中村委員がおっしゃったように、民主党のインデックスでは「先進国中もつと冷たく厳しいと言われる日本の入管・難民認定行政」と、こつこつ記述がありましたので、政権交代後、当然、入管局もじくじたる思いを持ちながらも、千葉大臣そして中村政務官の下に奮闘して取り組んだと聞いております。今、主な取組については三点ほど申し上げますけれども、標準処理期間の六か月の設定及び公表をさせていただきました。そして、UNHCRの協力を得て、難民調査官の調査技術と専門的技術の向上のための難民認定実務研修の実施をいたしました。そして、UNHCRと連携した出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の収集、整備を行ったところでございます。

今後は、これも中村政務官の下に立ち上げました難民認定制度及び在留特別許可の在り方に関する勉強会の下で、あるべき難民認定行政の制度設計や、そのほか組織体制の構築及び人材確保・育成等についても検討や取組を今後行っていく所存でございます。

中村哲治君 今三点の取組をされたというふうにお聞きしておるんですけれども、標準処理期間六か月ということをお決めになりましたが、これが実際に六か月になりそうなめどというのはいっこうでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） 二十三年三月を一つの目安にして、何とか六か月ということ今取り組んでいるところでございます。

中村哲治君 難民認定調査官の資質の向上についても御答弁がありました。このUNHCRとの研修というだけではなく、これは人事面とかの検討とかいうことも考えられると思つんですが、そういう点については考えていらつしやるのでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） 高度な能力を有する難民調査官、これを数多く育成しようということがこれは必要であるという認識の下に、UNHCRの協力も得て今実践的な研修を開始するところでございます。

それとともに、更にその充実を図るための方策や、十分な経験を積むことのできる人事システム等についても今検討をしているところでございます。

中村哲治君 そこで、三つ目なんですけれども先ほど出身情報への答弁もいただきました。難民性の判断に資するためには各国が行っている出身情報への図書館を設置すると、そういうふうな方法が考えられます。

ただ、日本において難民認定のための出身情報への図書館を今からつくるとなると、なかなか財政的にも難しいとは考えられます。しかし、ウエ

ブ上で情報を公開するとかいうようなことはでき
ると思います。

こういうことを、情報が公開されますと、弁護
士等が難民申請をするにおいても、その共有した
情報の下で議論をすることができるようになりま
すので非常にいいことだと考えられるのですが、
この点についてはいかがが考えでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） 御指摘のように、
今弁護士さんから、この申請に当たって出身国
の情報を何とかいただきたいと、そして申請を速
やかに行いたいという声も私どもにも届いており
ます。

その中で、御指摘のこのウェブサイトについて
ですけれども、現在、難民の出身国や国際情勢に
関する情報については法務省のホームページに掲
載し、そして本年中に公表できるように準備をし
ております。具体的には、英国内務省報告及び米
国の国務省報告の各国情報について各国政府から
了承を得て翻訳版を法務省ホームページに掲載し、
本年中に公表できるように準備しているところ
でございます。

中村哲治君 米国や英国の情報を邦訳して載せ
ると、それは一步前進とは言えるのですが、
原則的にはやっぱり我が国が出身国情報を独自に
集めてそれを共有できるようにシステムをつくっ
ていく必要があるのではないかと考えます。そっ

いった一步一步の取組を積み上げて初めて内閣府
に難民認定委員会を置くというような方向性が
出てくると思われま。そういった意味で、このイ
ンデックスに書かれているような難民認定委員会
を内閣府の外局に置くというような取組について
方向性について、いかがが考えでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） この翻訳版をとい
うことは、まあちよつと予算上とのいろんな兼ね
合いがありまして、委員指摘のように、本来なら
我が国で、法務省でという思いもございまして、
これまた鋭意検討させていただきます。

そして、先ほどの内閣府の外局にこの難民認定
委員会を置くということ、これはもちろんインデ
ックスにも書かれておりますし、中村政務官の下、
勉強会でしっかりと検討も進めてきたということ
で承知しております。このことを踏まえまして、
段階的ではありますけれども、とにかく速やかに
実現を目指して取り組んでいく、その所存ござ
います。

中村哲治君 前向きな答弁をいただきました。あ
りがとうございます。

入管行政については全般的な改革が必要なので
はないかということ、野党時代から民主党が指
摘していたことでもございます。そこで、民主党
政権は、千葉前大臣の下、入管行政の改革を進め
てまいりました。今までどのような取組をしてき

たのか、そしてまた、今後はどのような点を検討
しているのか、併せてお答えください。

大臣政務官（黒岩宇洋君） これまでの入管行
政の改革として取り組まれた状況に関しては、千
葉前法務大臣の下、退去強制手続においては、本
年七月に収容の長期化対策として被収容者の仮放
免に関する検証制度を導入したと、さらには、九
月には、日弁連との間で収容にまつる諸問題の
協議の場の設置等の合意を見た、このように改
革に取り組まれてきたと承知をいたしております。

今後の取組については、出入国管理行政の主要
な課題と今後の方針を示すものとして、本年三月
に第四次出入国管理基本計画が策定されてありま
す。この計画に掲げられた施策の中でも、我が国
社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ、と
りわけ観光立国に向けた訪日外国人の増加に向け
て、これは審査時間の短縮ということで、今取り
組んでおるところです。一番目といたしまして、
経済成長に寄与する高度人材の受入れ、これは具
体的にポイント制度の導入等でございますけれど
も、このようなものが重要なものと考えてありま
す。

これらの施策は今民主党政権が打ち出した新成
長戦略においても盛り込まれておりますので、法
務省としてもその実現に向けて鋭意取り組んでま
いりたいと考えております。

中村哲治君 前向きな答弁をいただきまして感謝いたします。ありがとうございます。

以上でインテックス二〇〇九の質問を終えたいと思います。

これからは今話題となっているテーマについて若干質問させていただきます。

まず、検察問題です。

よく、検察から情報が漏れているのではないかいわゆる検察によるリークというようなことがよく議論をされております。捜査機関が捜査情報を外部に伝えるということは原則として認められないと聞いておりますが、その例外として捜査情報を検察が外部に伝えることができるのは、刑事訴訟法上どのような法的根拠で許されているのでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） 捜査情報は決して漏れてはならないというものでございますが、今、根拠と、例えば起訴したとか逮捕したとか、そういう捜査情報の中でもごく外形的な事実を記者会見などで公表することがございますが、その根拠といたことでございましたが、刑事訴訟法四十七条ただし書の規定で、公益性がある場合ということでございます。

中村哲治君 すべからず公益性がある場合に限りて捜査情報が表に出ていると、そういう御答弁でございました。

公益性の認定というのはだれが行うのでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） それはあくまでも検察当局でございます。

中村哲治君 検察当局が行うと。

それはいわゆる検察幹部と言われている人たちでよろしいですか。

副大臣（小川敏夫君） 検察官の場合には、行政と違いまして、検察官一人一人が検事としての権限を持っております。ですから、法律の解釈でいうならば、やはりそうした一つの情報を公表する検察官であると思います。

中村哲治君 今の御答弁であれば、独立した機関、検察官そのものが独立した機関なので、検察官それぞれが判断をして、公益に資するかどうかというようなことを判断していいということですか。

副大臣（小川敏夫君） 刑事訴訟法四十七条の法解釈としては、私としてはそうなると思います。ただ、実際の検察庁の運用では、やはり検察官一体の原則といえますか、検察の組織というものがございまして、一般的には組織の責任者、あるいは検察組織として広報を担当する職務にある立場の人が公表するということ、検察当局の判断ということになるのではないかと、い

わゆる検察官の身分の法律上の法律論ということ

という解釈にもなるのかなということでございますが、法律論としてはですね。実際の実務としてはやはり広報担当者だと思いますが。

中村哲治君 ただ、一人一人が情報を提供した場合にそれがどのような形で検察庁の中で共有されているのかということがはつきり分らなければ、密行性というのは保てないはずだと思うんですね。その、法律論からすればそうかもしれませんが、現実的な、捜査情報を漏らさないということの現実的な担保としては検察庁内部のコンプライアンスをいかにしていくのかということが非常に重要となります。

この点について、それぞれの検察官が公共性を理由にして捜査情報を外部に漏らした場合、それを共有する仕組みとしてどのようなものがあるのでしょうか。

副大臣（小川敏夫君） なかなか説明の仕方が難しいんですが、例えば検察官の行う処分、起訴不起訴、まあ起訴ですね、これは検事が行うわけでありまして、普通、行政官庁ですと行うのは大臣で、しかし、その大臣が行う処分を事務方がまとめて最後を大臣が行うというのが普通の行政の仕組みでございます。

ただ、検察庁の場合には、あくまでも捜査し、逮捕状を執行するのも捜査するのも起訴するのも検事でありまして、その検事の上司の検事正とか

検事総長が起訴するわけではございません。すなわち、検事はその事件の処理をできるわけでございます。この法律上の位置付けとしまして、ですから、検事がそうした捜査情報を公表をするかどうかということがあった場合は、法律論としましては、やはり検事の判断かなど。

ただ、しかし、各検事の判断ではらばらに公益の考え方が違っては、やはり検察組織としてはそれでいいのかという議論もあるでしょうから、やはり検察の組織としては、広報はしかるべく、例えば地検であれば次席検事が記者会見で行うとか、そのような組織としての情報の公表の運用をしているというふうに承知しております。

中村哲治君 私も今日初めていろいろなことを知っているわけですが、今の御答弁であると、どの捜査情報を漏らすかどうかというのは各検事の判断であり、その件に関してどの情報を漏らしたかということに関しては検証をする手段はないというふうに考えてよろしいですね。

副大臣（小川敏夫君） やはり検事の職務の在り方そのものの本質論にかかわってくるわけでございますが、基本的にはすべて検事がその責任において行うというのが今のこの検事という職務の在り方でありませぬ。

ただ、実際の実務においては、地検レベルでは次席検事が記者会見等に対応しているということ

でございますが、例えばこれが、次席検事が対応するかどうかは、これはその検察庁の中の組織の運営の在り方としてはそういうふうに決めておるわけでございます。例えば、一検事が仮にそうしたことを行ったからといって、じゃ、それが違法だということにはならないという、法律論ではそうなるんじゃないかと思いますが。

中村哲治君 法律論ではそうであるというのは、副大臣の答弁で理解をしております。

今後、検察の在り方検討会議というのも行われます。そこで、是非これ議論をしていただきたいんですね。一人の検察官が捜査情報をどれを漏らしているか、どれを漏らしていけないか、それを自分で決めることができる。そしてそれが外部の検証を、不可能といえますか、外部の検証は不可能であると、今そういうふうな法体系になつていくということですので、ここは何らかの形でそこに関しては歯止めを掛けないと、ある意味で情報漏えいしても国家公務員法違反に問えないということになりますので、ここは是非、検察の在り方検討会議でも議論をしていただきたいと思っております。

そして私は、対案として、検察庁が行う会見をオープン化して、さらに議事要旨も公開することによって、検察による情報漏えいについて国民の監視が及ぶようにすべきではないかと御提案をい

たしたいと思うのですが、いかにお考えでしょうか。

国務大臣（柳田稔君） 私が聞いております範囲でお答えいたしますと、マスコミに対する記者会見ですね、大體統一的に次席検事が行っているというふうに聞いております。ですから、普通の担当の検事がマスコミと接触しているんな話をすることははないという認識でございます。

ただ、話をする場合にも、検察の適正な運用とか、そういうふうなことを趣旨にしながら、また、プライバシーとかも判断しながらやっているというふうに思っています。（発言する者あり）

なお、今何か、そんなことない、あるというふうなこともありましたが、そういう場合はないとは言いませんけれども、基本的に必ず上司に報告して、接触しないようにという指示を出していますので、ですから基本的には次席検事がなさっているということでございます。

なお、検討会議で議論してほしい、中村理事のおっしゃることはそれなりに伝わっていると思っておりますので、最高検の検証の中でも、同時に検討会議の中でも議論になるものだろうと思っております。

中村哲治君 議事要旨の公開については答弁をされないということでしょうか。

国務大臣（柳田稔君） そのことも含めて議論

の対象になるだろうと思っています。

中村哲治君 検察の在り方検討会議について、十月二十二日に座長として千葉景子前法務大臣が選任されました。他の人事は政務三役と座長が相談して決めることと聞いておりますが、いつ検討会議が開かれるのか、そのスケジュールと検討内容についてどのようになっているのか、お答えください。

国務大臣（柳田稔君） 検討会議をつくると申し上げましてからしばらく時間が掛かっていると御指摘もあるつかと思いますが、あれからまだそう、一週間もたっていないわけですから、いろいろ千葉さんともこの間相談をさしてもらっています。ただ、御存じのように、私、今週も委員会にずっと座って答弁をしておる関係上、余り時間も取れないという非常につらさもあるんですけれども、いろいろと、千葉さんそしてここに座っています三人、顔を突き合わせて、どういうメンバーにするかと、どういう構成にするか、今議論をしていますが、大方、最終的な考えが、人選の考えがまとまりつつあります。

これがまとまった段階で今度は相手方にいかがですかというお問い合わせをして、相手方が分かりました、やってやるつとことになれば人選が進むと思いますので、そついつ過程が今残っています。希望としては、できるだけ早く御返事を

いただいて、メンバーが確定し次第早急に第一回目の会議を行っていただきたいと、そついつふうに思っています。

時期はいつかと聞かれるんですが、ですから相手の返事が早ければ早いだけ、さつと返事をもらえればすぐですけれども、そついつことがあるので少し時間をいただきたいと、そついつことでございます。

中村哲治君 検察問題につきましてはまた今後も議論されるのでこれぐらいにさせていただきますと思います。

最後に、定期借家制度にまつわる問題についてお聞きをいたします。今、新宿ベルクという喫茶店の問題がいろいろと報道されております。強制的に普通借家契約から定期借家契約に切替えを迫られていると、そついつた問題でございます。

そこでお聞きをいたします。一般論として、事業用の建物の賃貸借契約の場合でも、普通借家契約がなされているのに家主が定期借家契約への切替えを強要してきた場合です。そついつた場合に借家人の方に応じる義務はあるでしょうか。

大臣政務官（黒岩宇洋君） 端的に申し上げますが、今、中村委員がおっしゃったような切替えを求めたとしても、借地借家法上、借主がこれに応じなければならぬといつ旨を定めた規定はございませんので、義務はなしと考えております。

中村哲治君 終わります。

森まさこ君 自由民主党の森まさこです。よろしくお願いします。

先週、十月二十一日の法務委員会で柳田法務大臣の方といろいろと論争をさせていただきましたけれども、私、昨日、ちょっとしたことがありまして、冤罪になった村木局長の気持ちも分かるような悲しい気持ちになったんですけれども、前回大臣といろいろ議論させていただいて、いろいろな論点がありました。なかなか正面からお答えをいただけなかったと私なりにはとらえさせていただきます、大臣、重大な三大事件があるとおっしゃっておられて、尖閣諸島問題、検察の証拠改ざん問題、検察審査会の問題、そついつたことについてしっかりとしたお答えがいただけなかったので、私は大臣としての資質に問題があるという厳しいことまで申しました。

そついたしましたら、私の方にいろいろと、通告が夜遅いとか、通告した後全然レクを受けてもない、いろいろな苦情が来て、ちょっと調べてみただすけれども、ちゃんと約束どおりの三時に通告をしているんですね。

それで、私、担当の検事さんのところに電話したんですよ。ちゃんと三時に通告しましたよね、いや、うち、ファクスに三時というのは書いてあるから。そつしたら、あっ、そつでした、だけど